

学部学生海外活動助成制度実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年12月10日学長裁定)

学部学生海外活動助成制度実施要項の一部を改正する要項

学部学生海外活動助成制度実施要項（平成22年3月12日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(渡航期間)</p> <p>第4 渡航期間は、本学の休業期間中とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年12月10日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>学部学生による海外活動の実態に即して規定を整備するため、所用の改正を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(渡航期間)</p> <p>第4 渡航期間は、本学の休業期間中<u>で、原則として1週間以内</u>とする。</p> <p>(略)</p>